

国家知識産権局行政裁決事件のオンライン口頭審理弁法(意見募集稿)

知的財産権行政裁決事件の審理業務を規範化し、事件当事者の行政裁決手続きに参加をしやすくし、行政効率を向上させるために、国家知識産権局の行政裁決関連規定と実務と結びつけて、当局は「国家知識産権局行政裁決事件のオンライン口頭審理弁法(意見募集稿)」を研究起草した。

国家知識産権局
2022年10月21日

参照サイト:https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/21/art_75_179701.html

国家知识产权局行政裁決案件線上口頭審理弁法(征求意见稿)	国家知識産権局行政裁決事件のオンライン口頭審理弁法(意見募集稿)
第一条 为方便案件当事人参加行政裁決程序,提升行政效率,结合国家知识产权局行政裁決有关规定和工作实际,制定本办法。	第1条 事件当事者の行政裁決手続きに参加をしやすくし、行政効率を向上させるために、国家知識産権局の行政裁決に関する規定と実務を結びつけて、本弁法を制定する。
第二条 本办法所指線上口頭審理是指国家知识产权局在行政裁決中,通过互联网在线的方式完成行政裁決案件口頭審理程序。案件線上口頭審理与线下口頭審理具有同等法律效力。	第2条 本弁法でいうオンライン口頭審理とは、国家知識産権局が行政裁決において、インターネットを通じてオンライン方式で行政裁決事件の口頭審理手続きを完了することをいう。事件のオンライン口頭審理とオフライン口頭審理は同等の法的効力を備える。
第三条 国家知识产权局综合考虑案件情况、当事人意愿和技术条件等因素,可以对以下案件适用線上口頭審理: (一)重大专利侵权纠纷行政裁決案件; (二)药品专利纠纷早期解决机制行政裁決案件; (三)集成电路布图设计专有权纠纷行政裁決案件; (四)其他适宜采取線上口頭審理的行政裁決案件。	第3条 国家知識産権局は事件の状況、当事者の意思と技術的条件などの要素を総合的に考慮し、以下の事件に対してオンライン口頭審理を適用することができる: (1)重大特許権侵害紛争行政裁決事件; (2)医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決事件; (3)集積回路配置設計専有権紛争行政裁決事件; (4)その他のオンライン口頭審理に適した行政裁決事件。
第四条 具有下列情形之一的,不适用線上口頭審理: (一)当事人确有客观原因不能参加線上口頭審理的,并书面提出申请经国家知识产权局同意的; (二)确实需要通过线下核对原件、查验实物的; (三)案件疑难复杂、证据繁多,采用線上方式不利于查明事实和适用法律的;	第4条 以下に掲げる情況のいずれかがある場合、オンライン口頭審理は適用しない: (1)当事者にオンライン口頭審理に参加できない確かな客観的原因があるとともに、書面による申請が国家知識産権局により同意された場合; (2)オフラインで原本を照合し、実物を検査することが確かに必要な場合; (3)事件が難解複雑で、証拠が多く、オンライン方式を採用

<p>(四) 案件涉及国家安全、国家秘密、商业秘密的；</p> <p>(五) 国家知识产权局认为存在其他不宜适用线上口头审理情形的。</p>	<p>することは事実の究明と法律の適用につながらない場合；</p> <p>(4) 事件が国家安全保障、国家機密、営業秘密に関わる場合；</p> <p>(5) 国家知識産権局はオンライン口頭審理を適用すべきでないその他の状況があると判断する場合。</p>
<p>第五条 国家知识产权局开展线上口头审理，应当告知当事人，并告知当事人适用线上口头审理的具体环节、主要形式、权利义务、法律后果和操作方法等。</p>	<p>第5条 国家知識産権局がオンライン口頭審理を開催する場合、当事者に通知するとともに、当事者に適用するオンライン口頭審理の具体的なリンク先、主な形式、権利と義務、法的結果と操作方法などを通知しなければならない。</p>
<p>第六条 对于国家知识产权局已通知线上口头审理，当事人无正当理由不参加，也未申请转为线下进行的，对请求人按撤回请求处理，对被请求人按缺席处理。</p>	<p>第6条 国家知識産権局のオンライン口頭審理通知に対し、当事者が正当な理由なく参加せず、またオフラインに変更する申請をしていない場合、申立人は申立取下と扱い、被申立人は欠席と扱う。</p>
<p>第七条 国家知识产权局在线口头审理时，应当验证当事人的身份；确有必要的，应当在线下进一步核实身份。</p>	<p>第7条 国家知識産権局がオンライン口頭審理を行うとき、当事者の身分を確認しなければならない。必要に応じて、オフラインでさらに身分を確認しなければならない。</p>
<p>第八条 国家知识产权局根据案件情况，可以组织当事人开展在线证据交换，通过同步或者非同步方式完成举证、质证等程序。</p>	<p>第8条 国家知識産権局は事件の状況に応じて、当事者がオンラインで証拠交換を行い、同期或いは非同期の方式を通じて立証、質疑などの手続きを完了するよう組織することができる。</p>
<p>第九条 适用线上口头审理的案件，应当开展口头审理前准备、口头审理调查、辩论等程序，保障当事人申请回避、举证、质证、陈述、辩论等权利。</p> <p>已采取线上口头审理的案件，口头审理过程中发现存在不适用线上口头审理情形之一的，国家知识产权局应当及时转为线下口头审理。已完成的线上口头审理具有法律效力。</p>	<p>第9条 オンライン口頭審理を適用する事件では、口頭審理の事前準備、口頭審理調査、弁論などの手続きを行い、当事者が回避、立証、質証、陳述、弁論などを申立てる権利を保障しなければならない。</p> <p>すでにオンライン口頭審理を採用した事件で、口頭審理手続中にオンライン口頭審理を適用できない状況の1つが存在することが発見された場合、国家知識産権局は直ちにオフライン口頭審理に転換しなければならない。すでに完了したオンライン口頭審理には法的効力を備える。</p>
<p>第十条 国家知识产权局应当安排环境要素齐全的线上口头审理庭。案件合议组成员及席位名称等应当在视频画面合理区域。</p> <p>参加线上口头审理的其他人员，应当选择安静、无干扰、光线适宜、网络信号良好、相对封闭的场所，不得在可能影响线上口头审理音频视频效果或者有损审理严肃性的场所参加。必要时，国家知识产权局可以要求参加人员到指定场所参加线上口头审理。</p>	<p>第10条 国家知識産権局は、環境要素の整ったオンライン口頭審理審判廷を手配しなければならない。事件合議体のメンバー及び席次名などは、ビデオ画面の合理的位置になければならない。</p> <p>オンライン口頭審理に参加する他の人員には、静かで、邪魔にならず、適度に明るく、ネットワーク信号が良好で、相対的に閉鎖されている場所を選択しなければならない。オンライン口頭審理のオーディオ及びビデオに影響を及ぼす可能性がある或いは審理の厳肅性を損なう可能性がある場所で参加</p>

	してはならない。必要に応じて、国家知識産権局は参加者に指定された場所でオンライン口頭審理に参加できるよう求めることができる。
<p>第十一条 参加线上口头审理人员应当遵守口头审理纪律。除确属网络故障、设备损坏、电力中断等不可抗力原因外，当事人未经允许中途退出的，按照本办法第六条处理。</p>	<p>第 11 条 オンライン口頭審理に参加する者は、口頭審理の規律を遵守しなければならない。ネットワーク障害、設備の損傷、電力の中断などの不可抗力の原因に属することが確認された場合を除き、当事者が許可を得ずに途中退出した場合、本弁法第 6 条に従って処理する。</p>
<p>第十二条 证人通过线上方式参加的，不得旁听案件审理和不受他人干扰。当事人对证人在线出庭提出异议且有合理理由，并提出书面申请的，经国家知识产权局同意，应当要求证人线下出庭作证。</p> <p>技术调查官、检验鉴定机构人员等参加线上口头审理的，参照前款规定执行。</p>	<p>第 12 条 証人がオンライン方式で参加する場合、事件の審理を傍聴したり、他人の妨害を受けたりしてはならない。当事者が証人のオンライン出廷に異議を申立て、かつ合理的な理由があるとともに書面で申立て、国家知識産権局の同意を経た場合、証人はオフラインで出廷し証言しなければならない。</p> <p>技術調査官、検査鑑定機関の人員などがオンライン口頭審理に参加する場合、前項の規定を参照して実施する。</p>
<p>第十三条 适用线上口头审理的案件，国家知识产权局应当公开线上口头审理过程。</p> <p>对涉及个人隐私等情形的行政裁决案件，当事人申请不公开线上口头审理的，线上口头审理过程可以不予公开。</p>	<p>第 13 条 オンライン口頭審理を適用する事件の場合、国家知識産権局はオンライン口頭審理手続きを公開しなければならない。</p> <p>個人のプライバシーなどの情状がかかわる行政裁決事件に対して、当事者がオンライン口頭審理の非公開を申立した場合、オンライン口頭審理手続きを非公開にすることができる。</p>
<p>第十四条 开展线上口头审理的案件，各方当事人可以通过在线或书面确认、电子签章等方式，确认和签收调解协议、笔录、电子送达凭证及其他案件材料。</p> <p>在调解、证据交换、口头审理等环节同步形成的电子笔录，经当事人核对确认后，与书面笔录具有同等法律效力。</p>	<p>第 14 条 オンライン口頭審理を開催する事件の場合、各当事者はオンライン或いは書面による確認、電子署名などの方式を通じて、調停協議、調書、電子送達証明書及びその他の事件資料を確認し、署名することができる。</p> <p>調停、証拠交換、口頭審理などの段階で同時に作成された電子調書は、当事者の照合確認を経て、書面調書と同等の法的効力を備える。</p>
<p>第十五条 开展线上口头审理的案件，国家知识产权局应当利用技术手段随案同步生成电子档案。电子档案的立卷、归档、存储、利用等，按照档案管理相关法律法规的规定执行。</p> <p>开展线上口头审理的案件存在纸质卷宗材料的，应当按照档案管理相关法律法规立卷、归档和保存。</p>	<p>第 15 条 オンライン口頭審理を開催する事件の場合、国家知識産権局は技術手段を利用し、事件と同時に電子ファイルを生じなければならない。電子ファイルのファイル作成、ファイリング、保管、利用などは、ファイル管理に関する法律法規の規定に従って実施する。</p> <p>オンライン口頭審理を開催する事件で紙ファイルの資料が存在する場合、ファイル管理に関する法律法規に基づきファイルを作成し、ファイリングし保管しなければならない。</p>
<p>第十六条 参加线上口头审理的相关主体应当遵</p>	<p>第 16 条 オンライン口頭審理に参加する関連主体は、データ</p>

<p>守数据安全和个人信息保护的相关法律法规，履行数据安全和个人信息保护义务。未经国家知识产权局同意，任何人不得违法违规录制、截取、传播涉及线上口头审理过程的音频视频、图文资料。除国家知识产权局依法公开的以外，任何人不得违法违规披露、传播和使用线上口头审理的数据信息。出现上述情形的，国家知识产权局可以根据具体情况，依照法律法规关于数据安全、个人信息保护的规定追究相关单位和人员法律责任，涉嫌犯罪的，依法移交司法机关追究刑事责任。</p>	<p>セキュリティと個人情報保護に関連する法律法規を遵守し、データセキュリティと個人情報保護義務を履行しなければならない。国家知識産権局の同意を経ずに、何人も違法にオンライン口頭審理手続きに関連するオーディオビデオ、グラフィック資料を録画、傍受、流布してはならない。国家知識産権局が法に基づき開示した場合を除き、何人も違法にオンライン口頭審理のデータ及び情報を開示、流布、使用してはならない。上記の状況が発生した場合、国家知識産権局は特定の状態に基づき、法律法規に従いデータの安全、個人情報保護に関する規定に基づき関係部門と人員の法的責任を追及することができる。犯罪の疑いがある場合、法により司法機関に移送し刑事責任を追及することができる。</p>
<p>第十七条 地方管理专利工作的部门处理专利侵权纠纷行政裁决案件中采取线上口头审理的，参照适用本办法。</p>	<p>第 17 条 地方の特許業務管理部門が特許権侵害紛争を処理する行政裁決事件にオンライン口頭審理を活用する場合、本弁法を参照し適用する。</p>
<p>第十八条 本办法自发布之日起施行。</p>	<p>第 18 条 本弁法は公布日から施行する。</p>